

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月十七日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第八号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年 七月八日
指定に係る道路の位置	入間市河原町百三十四―七から 百四十三―八まで 入間市河原町二百五十八―二から 百三十一―五まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十五・二七 七十六・七六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	二十三・〇 十七・五